

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を行います。

- ▶**支給対象** 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるひとり親世帯の児童(児童に法令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満)を監護・養育する方のうち、次の①～③のいずれかに該当する方
- ①4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
 - ②公的年金などを受給していることにより、4月分の児童扶養手当の支給を受けていないひとり親の方
※令和3年度所得が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るものに限る。
 - ③4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がっているひとり親(申請時点)の方

▶**給付額** 児童1人当たり一律5万円

▶**申請手続きおよび支給方法**

支給対象	申請	申請に必要な書類	支給方法
上記①に該当する方	不要		6月24日に児童扶養手当振込口座へ振り込み済み
上記②に該当する方	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本(すでに児童扶養手当の受給資格について認定を受けている方は不要) ・申請者の本人確認書類の写し ・通帳またはキャッシュカードの写し ・【②の方】令和2年中の収入額および年金額が分かる書類(令和3年度所得課税証明書(本市に令和2年中の税申告が済んでいる方は不要)、年金振込通知書など) ・【③の方】令和2年2月以降かつひとり親になって以降の任意の1カ月分の収入が分かる書類(給与明細書、事業・不動産収入の帳簿など)。ただし、可能な限り申請する月に近い月のものであること。※必要に応じて、その他書類の提出をお願いする場合あり。 	支給要件に該当する方の申請内容を確認した後、指定口座へ1カ月程度で振り込み
上記③に該当する方	必要		

▶**申請・問い合わせ** 令和5年2月28日(火)までに直接子ども未来課手当・給付グループ(内線262・292)

つどいの広場の実施場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施場所・日時が変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

▶**変更期間** 7月16日(土)～8月30日(火)※7月18日(月)および8月11日(水)は休み

▶**変更期間中に実施するつどいの広場**

名称	所在地	日時	電話番号
はすのこ	児童センター内	月～土曜日 午前10時～午後3時	553-2108
みなみかわら	老人福祉センター 南河原荘隣	月～土曜日 午前9時～午後2時	557-0977
さきたま	埼玉保育園 (埼玉4595-1)	火～木曜日 午前9時～午後2時	559-2433

※変更期間中はつどいの広場「さくら」、「ひがし」では実施しません。

▶**その他** つどいの広場「さきたま」は、午前9時～正午は保育室開放、正午～午後2時は電話または面接による子育て相談(面接は要予約)になります。

▶**問い合わせ** 子ども未来課子ども・子育てグループ(内線262)

児童扶養手当、特別児童扶養手当およびひとり親家庭等児童養育手当の現況届・所得状況届の提出をお願いします

児童扶養手当、特別児童扶養手当およびひとり親家庭等児童養育手当を受給されている方は、現況届または所得状況届を提出する必要があります。該当する方には7月下旬ごろに案内の書類を送付しますので、期間内に必ず提出してください。

▶**受付期間**

【児童扶養手当】8月1日(月)～31日(火)※一部の対象者は申請期限が19日(金)ですので、案内を必ず確認してください。

【特別児童扶養手当】8月12日(金)～9月11日(日)
【ひとり親家庭等児童養育手当】8月1日(月)～31日(火)

▶**受付時間**

【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)

【日曜日】午前8時30分～正午

▶**場所** 子ども未来課

▶**問い合わせ** 同課手当・給付グループ(内線262・292)

地域包括ケアフォーラム「フレイル予防で健康長寿 ～いつまでも元気で暮らし続ける秘訣～」

コロナ禍で外出自粛生活が続く、高齢者の心と身体フレイル(虚弱)が懸念されています。フレイルは放っておくと要介護の状態になることもあります。食事に気を付け、運動や社会活動をすることで、元の健康な状態に戻すことができます。フレイル予防に取り組むことは、身体機能が向上するだけでなく、一緒に活動する仲間ができるなど、人とのつながりを通じて孤独感の解消や心の安らぎにつながることもいわれています。

住み慣れた地域で、いつまでも元気に暮らし続けられるよう、フレイル予防について学んでみませんか。

▶**日時** 7月26日(火)午後1時30分～3時(午後1時から受け付け)

▶**場所** 「みらい」文化ホール

▶**内容** コロナ禍における高齢者の状況、フレイルの要因、元気に過ごすためのポイントなどの説明

▶**講師** 山田実さん(筑波大学人間系教授)

▶**定員** 500人(先着順)

▶**受講料** 無料

▶**その他** 新型コロナウイルス感染症の影響で中止となる場合は、市ホームページでお知らせします。

▶**問い合わせ** 高齢者福祉課地域包括ケアグループ(内線278)



介護施設で働きたい方へ 介護の就業支援制度説明会

県では介護施設での就業支援を幅広く行っています。介護職・介護補助職に就きたい方は支援制度の説明会へご参加ください。

▶**日時** 7月27日(水)、8月26日(金)いずれも午後1時30分～3時30分

▶**場所** 産業文化会館第3会議室

▶**内容** 介護の就業支援内容(仕事内容、職場体験、介護の入門的研修など)の説明

▶**対象** 求職中の方

▶**持ち物** 筆記用具

▶**申し込み・問い合わせ** 開催前日までに電話で(株)シグマスタッフ大宮支店 ☎048-782-5173

新しい国民健康保険被保険者証を 発送します

7月31日で有効期限切れとなる国民健康保険被保険者証(70～74歳の方は国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証)(保険証)の更新に伴い、新しい保険証を簡易書留郵便で発送します。7月4日(月)から順次発送し、31日(日)までに該当世帯にお届けする予定です(郵便都合により到着が遅くなる地域があります)。8月1日以降、医療機関で診察を受けるときは、必ず新しい保険証(オレンジ色)を提示してください。また、旧保険証(青色)は各自で処分してください。

▶**加入・喪失の手続きはお早めに**

国民健康保険(国保)に加入するときや、職場の健康保険に加入したときなどは、届け出が必要です。届け出は本人と同じ世帯の方が行うこともできます。

加入は届け出の日からではなく、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼって加入となります。届け出が遅れると国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となりますので、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、国保の資格を喪失しているにもかかわらず、国保の保険証を提示し診察を受けた場合は、国保が負担した診療費を返金することになります。

▶**加入手続きに必要なもの**

職場の健康保険をやめたことが分かる証明書

▶**喪失手続きに必要なもの**

国保と職場の保険証
※いずれの手続きにも、手続きに来られる方の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)が必要です。

▶**問い合わせ** 保険年金課国保グループ(内線271・272・273)

介護保険料の減免特例を実施します

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が令和3年分の収入と比べて減少が見込まれる65歳以上の被保険者の方を対象に、介護保険料の減免を実施します。

対象要件などの詳細は、7月中旬に郵送する令和4年度の納入通知書に同封されるお知らせまたは、市ホームページをご覧ください。

▶**問い合わせ** 高齢者福祉課介護保険グループ(内線277)